

公益社団法人東京地学協会 会員規程

(総則)

第1条 公益社団法人東京地学協会（以下「協会」という。）の会員の入退会、会費、特典等に関する管理及び運営は、協会の定款（以下「定款」という。）及び会務運営基本規則（以下「規則」という。）のほか、この規程に定めるところにより行うものとする。

(入会申込書の様式)

第2条 定款第7条第1項の入会申込書の様式は、別紙1（正会員用）及び別紙2（賛助会員用）のとおりとする。

(会費)

第3条 会費は、1月1日に始まり、12月31日に終わる暦年を単位として徴収する。
2 正会員及び賛助会員は、当該年の会費を前年の12月31日までに納入するものとする。

(会員の資格喪失)

第4条 定款第9条の規定に基づく会員の資格喪失は、同条第1号から第3号までの事由に該当する場合にあっては、その事由が発生した日の翌日からとし、同条第4号の事由に該当する場合にあっては、3年目の滞納となる年の4月以降に開催される理事会において当該会員の退会を決議した上、その翌日からとする。

(退会)

第5条 会員が退会しようとするときは、退会しようとする日の前日までに、文書により会長に退会を申し出るものとする。
2 前項の文書の様式は、任意とする。
3 退会しようとする会員は、退会しようとする日の前日が属する年までの会費を納入しなければならない。ただし、特別の事情を斟酌して理事会が認めたときは、この限りでない。
4 理事会は、遺族等からの申し出又は確実な情報により定款第9条第2号の事由に該当する事実が発生したと認めたときは、理事会において当該会員の退会を決議するものとする。

(除名)

第6条 理事会は、定款第11条第1項各号の事由に該当する事実を認めたときは、当該会員の除名を総会に付議することを決議するものとする。

(名誉会員の推薦)

第7条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する者があると認めたときは、その者の名誉会員推薦を総会に付議することを決議するものとする。
(1)協会による表彰、著名な学術団体による表彰、国による顕彰その他の事実を踏まえ、

- 客観的に判断して地学上特に顕著な業績があると認められる者
- (2) 会長として協会に対し特に功労のあったと認められる正会員
 - (3) 多年にわたり役員として協会に対し特に功労のあったと認められる正会員
 - (4) 前2号のほか、協会に対しこれらと同等以上の功労があったと認められる者

(会員の特典)

第8条 会員は、地学雑誌の配布を受けるとともに、可能な範囲内において、協会が主催する講演会、見学会等の行事に優先的に参加すること、協会が取り扱う出版物等を割引価格で購入することその他の特典を受けることができる。

- 2 会費を滞納している会員は、原則として、未納となった年の4月1日以降、前項の特典の適用を停止される。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前にあった社団法人東京地学協会内規は、廃止する。

別紙1 入会申し込み用紙の様式（正会員用）

別紙2 入会申し込み用紙の様式（賛助会員用）

平成24年3月13日
社団法人東京地学協会 平成23年度第6回理事会決議